

重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業

募集要領

1 事業概要

重点医師偏在対策支援区域において、承継又は開業する診療所の施設・設備整備及び地域への定着に対する支援を行う。

(1) 施設整備事業

診療所の運営に必要な診療部門（診察室、処置室等）や診療部門と一体となった医師・看護師住宅の整備費

(2) 設備整備事業

診療所の運営に必要な医療機器等の購入費

(3) 地域への定着支援事業

診療所を承継又は開業する場合の地域への定着に必要な経費

2 重点医師偏在対策支援区域について

「重点医師偏在対策支援区域」とは、今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少スピードの方が速い地域です。

本県では、地域医療対策協議会および保険者協議会での協議を経て、「秋田市以外の全市町村」を重点医師偏在対策支援区域として選定しております。

3 補助対象事業者

秋田県が定める重点医師偏在対策支援区域において、承継（※）又は開業する診療所であって、地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た診療所の開設者とします。

（※）開設者のみの変更となり、管理者の変更を伴わない場合は、原則として補助対象となりません。対象となるか不明な場合は、県医務薬事課までご相談ください。

事業名	補助対象となる事業実施時期
(1) 施設整備事業	県からの内示後に着手した事業
(2) 設備整備事業	
(3) 地域への定着支援事業	令和8年度内に承継・開業した診療所 ※令和8年4月1日以降に発生した経費が補助対象となる

4 令和8年度の事業の流れについて

- ・～令和8年4月20日 事業者公募
- ・～令和8年5月上旬 地域医療対策協議会および保険者協議会において
支援対象医療機関について協議
- ・令和8年5月12日 県から国へ事業計画提出
- ・未定 国からの県への内示
- ・国からの内示後 県から事業者への内示→事業着手

5 補助対象経費及び補助率（今後変更となる場合があります）

（1）施設整備事業

補助対象	1㎡当たり単価	補助率
○ 診療部門の整備費	鉄筋コンクリート	1/2
・ 無床診療所の場合 : 160㎡	: 558,000 円	
・ 有床診療所の場合（5床以下） : 240㎡	ブロック : 444,000 円	
・ 有床診療所の場合（6床以上） : 760㎡	木造 : 362,000 円	
○ 診療部門と一体となった医師・看護師住宅の 整備費		
・ 医師住宅 : 80㎡		
・ 看護師住宅 : 80㎡		

（2）設備整備事業

補助対象	1か所当たり基準額	補助率
○ 診療所として必要な医療機器購入費	16,500,000 円	1/2

（3）地域への定着支援事業

補助対象	基準額	補助率
○ 診療所の運営に必要な 次に掲げる経費	1か所当たり次により算出された額	2/3
・ 職員基本給	(1) イ 診療日数《1日～129日》	
・ 職員諸手当	6,200,000 円 + (71,000 円 × 実診療日数)	
・ 非常勤職員手当	ロ 診療日数《130日～259日》	
・ 報償費	6,200,000 円 + (77,000 円 × 実診療日数)	
・ 旅費	ハ 診療日数《260日以上》	
・ 備品費（単価 50 万円）	6,200,000 円 + (87,000 円 × 実診療日数)	

未満に限る。) <ul style="list-style-type: none"> ・ 消耗品費 ・ 材料費 ・ 印刷製本費 ・ 通信運搬費 ・ 光熱水料 ・ 借料及び損料 ・ 社会保険料 ・ 雑役務費 ・ 委託費 	(2) 訪問看護による加算額 25,000 円×訪問看護日数	
---	-----------------------------------	--

6 回答方法

令和8年度中に本事業の活用を希望する場合は、次のとおり計画書を提出してください。

(1) 提出書類

(共通様式)

- ・ 様式1 承継・開業支援実施計画書
- ・ 様式2 補助金所要額調書

(施設整備事業)

- ・ 様式3 施設整備事業計画書
- ・ 平面図等図面（整備対象部分を色分けすること。新規以外は、新旧）
- ・ 整備後の各室面積一覧表
- ・ 事業積算根拠（見積書等）

(設備整備事業)

- ・ 様式4 設備整備事業計画書
- ・ 見積書
- ・ 当該設備等のパンフレット

(地域への定着支援事業)

- ・ 様式5-1 地域への定着支援事業費内訳書
- ・ 様式5-2 地域への定着支援基準額算出調書
- ・ 事業計画書（承継で事業計画を作成していない場合は、令和6年度の決算書）

※ 金融機関等に提出したもの

(2) 提出期限

令和8年4月20日(月)

(3) 問い合わせ・書類提出先(メール提出)

秋田県健康福祉部医務薬事課 政策・地域医療チーム

imuyakujika@pref.akita.lg.jp

7 留意事項

- ・ 本事業は、国及び県の予算の範囲内で実施されます。申請額の全額または一部を交付できない場合があります。
- ・ 応募期限までに事業計画の提出がない場合は、補助の対象外となります。
- ・ 「施設整備事業」「設備整備事業」については、国の内示前に工事等の契約を締結されますと補助の対象外となります(国の事務の進捗に合わせて整備を行っていただくこととなりますので御注意ください)。
- ・ 本事業は、県の地域医療対策協議会及び保険者協議会における協議を経て、支援対象が決定されます。事業計画(診療所名、所在医療圏、承継・開業予定年月日、整備内容及び事業費等)は協議会内で公開されることを、予め御了承いただいた上で御応募ください(応募があった時点で、御同意いただいたものとみなします)。
- ・ 「設備整備事業」は、事業を実施する年度内に納品を完了する必要があります。
「施設整備事業」は、年度内に工事が完了しない場合でも、年度末時点の完成部分までを補助対象とします。
- ・ 「地域への定着支援事業」の補助額は、まず定められた「基準額」と「実支出額」を比較して少ない方の額を算出します。次に、その額と「総事業費から収入等を差し引いた額」を比較し、さらに少ない方の額に2/3を乗じた額となります。そのため、黒字の場合は補助対象外となります。
- ・ 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、法令等により処分の制限を受けます。取得から短期間で処分した場合、補助金の返還が必要となる場合があります。